

第12回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年12月10日（火） 午後6時30分～8時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，石田美枝子委員，長澤弘子委員，鷲巣弘子委員，
鈴木佳子委員，青山行彦委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員

欠席者：山中恵美子副委員長，中野勘次郎委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働
グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会議録の承認について
 - (2) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
・骨子案における個別運用内容について(参入機会)
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回の会議(基金の運用)を踏まえ，事務局側でまとめた考えを説明した。
- 2 浜松市市民協働推進条例骨子案における参入機会について議論した。

配布資料

- 資料1：市が行う業務への参入機会について
- 資料2：市民協働推進基金について
- 資料3：浜松市市民協働推進条例案について(意見)
- 資料4：市民協働推進条例案の一部変更箇所について
- 資料5：浜松市パブリック・コメント制度

1 開会

伊藤委員長

第12回浜松市市民協働推進条例検討会議を開会させていただきます。

2 議事

(1) 会議録の承認について

伊藤委員長

最初の議事ですが、前々回、第10回の会議録があがっています。すでにお送りしていて、どなたからも修正の申し出がなかったということで、ご承認いただきたいと思います。では、ご承認いただいたということで、本題に入っていきます。

今日の議題の本題は、第10条にあります、参入機会についてです。ただ、これまでの議論の結果の整理等も事務局の方で随時やってきておりますので、その前に、報告を兼ねて進めていきたいと思えます。第1は、来週行う意見交換会に出す、市の方でまとめた骨子案をもとにした条例案について、前回、皆さんの方に配布されましたが、問題点等があれば、メール等でご意見をお願いしたいという形だったわけです。ご意見を寄せられたのが鈴木さんだけでした。事務局の方でご紹介と、それから今、事務方の回答がはっきりしているものについてはお願いしたいと思います。

(2) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について

渡瀬市民協働グループ長

それでは、ご説明いたします。鈴木さんどうもありがとうございました。1～8までございますけれども、まず1について、第2条「市民が望む」、この漢字をひらがなではどうでしょうか、ということですが、漢字の場合、この「望む」ともう一つ、臨時の「臨」という2つがございます、条例においてはより正確にということが求められるものですから、このままでいかせていただきたいと思います。

2の「市の責務」というところで、この場合の「市の定義」ということですが、ユニバーサルデザイン条例、それから男女共同参画推進条例が、それぞれこのパターンをとっています。それから「市についての定義」というものは、条例の中では改めて規定しているケースは

ないということと、この段階で「市長」となりますと、「市の事務局」とかなり狭い範囲になってしまうものですから、この場合は市議会であるとか教育委員会、その他を含めた行政としての「市」という意味合いがありますので、これもこのままでどうかと思います。

3の「市の組織内」の「の」です。これは「市の組織内」に「の」が入ったことでのご質問だと思いたいますが、これにつきましても、上の「市」が行政体としての市を指すものですから「市役所の組織」という意味でよろしいかと思いたいます。

4の第8条についてです。これは「市の基本施策」という条項になります。ですから、あくまでも市が行うものということになりますので、主体は「市」になります。そして、その「市」については、行政体としての「市」を指しますので、そのままですどうか。

5番目のところですが、ここで「市は市民協働を推進するため、情報を開示し」というようなご意見ですけれども、元々の案でいきますと、「情報開示」というものは「お互いに」という部分がからんできません。後段の方にいきますと、市の情報開示をして、それでまた、市民とそれを共有し合うということ、いったんそこで切れてしまうという感じが出てくるのかなと思いたいますので、これもできれば前のかたちですどうか。なお、第9条につきましても、後ほどご説明いたいたしますが、今回、変更案をお示ししたいと思いたいますので、その辺のところも少しからんでくると思いたいます。

6番目の意見についても、今回、提案というものを少し入れて表現しているものですから、その辺で見ただければと思いたいます。7番目の「市は市民等が協働及びこれを推進するために必要とする窓口機能を整備する」です。これも含めて、今回若干変更はいたいたしたけれども、この点が少し、骨子案の窓口機能の整備というものを含めて、検討していただく点があるかと思いたいます。

8番目、第10条「委託事業等」の「等」ですが、これが今日、議題になるところにからみますが、例えば補助事業もそうですし、あと、実際に直接経費で報償費を払い、実際はその団体の方にやっていたている事業もあります。以前委員長からお話がありました、負担金を使った協働事業も、ひとつの事業として考えられるのではないかと思いたいます。

伊藤委員長

他には皆さんからご意見がありませんでした。特に第9条の問題については、具体的にこうしたらいいという案は出せませんが、窓口

関して、若干、静的すぎるように感じます。もう少しやりとりとありますか、動的な要素がニュアンスとして出せないかと思えます。

また事務局も、前回ご指摘があった「市民等」という言葉をもう一度元に戻して、市民、市民活動団体、事業者という表現に書き改めるなど、いくつか部分的な修正がなされております。今、鈴木さんから寄せられた課題及び事務局の回答についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。私としましては、鈴木さんからのご意見はニュアンスとしては非常に分かりますが、条例の書き方はある面では事務的な作業に入ってきていますので、条例の逐条解釈を、なるべく市民の言葉に分かりやすいかたち、あるいは、主体が曖昧なところについては、解釈の部分で明確にしていくというかたちをとればと思っています。「のぞむ」という言葉についても、慣例上、この「望む」という漢字を使っているが、検討会議でこの言葉に託したイメージはこのようなことがありますというように、解釈の中で、もう少し幅広く語りかけることができるのではないかと考えておりました、その辺で、なんとかご了解願えないかと考えております。

ただ、第9条と第10条の問題については、具体的な施策に関わる問題になってきます。現在、ここで議論しているなかで当然関わってくる問題ですので、この辺については、ご意見があれば、もう少し明確にしていければと考えている次第ですがどうでしょうか。

鈴木委員

ありがとうございました。条例を読んで感じたことを、宿題ということで意見としてまとめさせていただきました。第9条について、私がこのように改めた方がいいのではないかと考えた根拠を少し補足させていただきます。これは、市の基本施策です。ですから市がどうするかということが書かれています。「市は」という書き出しで始まっておりますのが、それを受けて「市民等と」まではいいのですが、「互いに情報を開示し」ということになりますと、これは、もう一方の市民の側も1つの問題である、つまり協働作業ですよね。そうしますと、これは市の基本施策にするにはどうかと思えます。私はこの場合、「互いに」ではなく、市はどうかということを書くものだと思います。「互いに」だと、やはり相手がないと出来ないことですし、市が一方的に、ということでもないわけです。そういう意味で「互いに」を取りたかったので、このような形に書き改めるということでありまして、そこだけが十分伝わっていなかったようでしたので、補足させていただきました。

伊藤委員長

もう一回整理していきますと、まず5の情報開示の問題に関しては、骨子及び、原案の方では、市民協働にあたって、「市」と「市民」「市民活動団体」「事業者」は互いに協働においては情報を開示しあうと考えるか、あるいは、市は、協働の前提として情報開示を行い、その上で共有し合うことから、行動が始まると考えるのかです。この部分は、協働の捉え方のポイントになるところではないかと思います。ここは明確にした方がいいのかということがまず第1点です。

それから、6で述べられている問題は、「意見」を「提言や提案」というように、もう少し、「アイデア」というかたちで広げていこう、という提案です。これについては、後ほど市からも一部提案があり、「相談」という言葉が入ってきたりしていますので、まとめてそこで議論したいと思います。7に関していいますと、「協働のための窓口機能」というよりは、「協働及び、それを推進するために必要とする窓口機能」というかたちで、「推進」という言葉を入れることによって、「窓口」という言葉をもう少し動的なものにしたいという感じが、鈴木さんの提案にみられるのではないかと思います。第9条は事務局で、変更の提案もありますので、そちらと一緒にさせていただければと思います。事務局の修正の説明をお願いいたします。

渡瀬市民協働グループ長

「第9条関係」「第10条関係」というように資料にでていますが、一部の変更箇所についてということで、1番上に条例の原案、それから変更案、一番下が骨子案と3つ並べてあります。第9条「市民参画」のところは、「市民等」をまた元に戻しました。ですから「市は、市民協働を推進するため、市民、市民活動団体及び事業者」この部分はより骨子案に近づけました。第9条では、市は、市民協働を推進するために下の二つのことをやりますということです。より具体的には「市政に参画する機会の充実」です。そのために(1)、(2)のことを整備しますということです。(1)の部分は、「市民等」の部分が、具体的に三者になったということと、2行目の下の方で、「市民、市民活動及び事業者が市政に多様な形態で参画できるためのしくみ」というところが今回加わりました。それから、(2)につきましては「市民、市民団体及び事業者」の部分です。より具体的なものに変えまして、「提案、及び相談のための窓口機能を整備すること」というようにしております。

伊藤委員長

鈴木さんからの5番目の提案については別としまして、6番、7番に関しては、事務局案も変更されておりますので、それをふまえてご意見等があればお願いしたいと思います。それから5番目の問題については、いずれにしても変更されていませんので、鈴木さんのご指摘されているように「互いの情報を開示」というのは、情報を開示できるから「互いに」が入ってくるのか、あるいは「情報開示」というのは「協働」の前提であって、その段階で市民等の方は、情報開示というものを受けてないと考えたほうがよいのか、この辺はご意見をお願いしたいと思います。この部分は、骨子案では余り明確にしないでつくってしまったところですので、多少、話が戻る感じもいたしますが。

また、事務局側の修正の中には、「市民等」が元へ戻ったという他に、(1)の方で「多様な形態」それから(2)のほうで、かつては「協働推進のため」というのが、「市民協働についての提案及び相談のため」というように説明が増えています。もう一つ指摘しますと、前回、山中副委員長からどちらにしても整備というところがいかにも役所的ではないかというご指摘もありました。

長澤委員

「多様な形態で」という言葉が入りましたが、これはどのようなイメージというか、意図があって入れたのかその辺をお聞かせいただきたいと思います。

伊藤委員長

この「多様な形態」というのは、実は私が修正案で出したところです。協働のパターンが、単に次の第10条に入ってくるような事業委託だけではなくて、もっと様々なかたちがあるのではないかというのは、指針のときから議論されてきました。まちづくりセンターで市民が提案していく「協働」が非常に幅広いかたちであってほしいという意味で、補ってほしいと述べたものです。具体的にどういったものがあるかは明確に挙げているわけではありません。ただ、多様な形態と入れることによって、曖昧になってしまうというご指摘があるならば、外すことは全然やぶさかではないものです。

石田委員

先ほど、鈴木さんから説明された「互いに」という言葉が入っているとどうか、ということがあって、確かに私もそれはそのように思います。しかし「互いに」をとるとすると、市民、市民活動団体、及び

事業者の方の情報を開示しなければいけないということをどこで書くかということが問題なのかなという気がしますけれどもどうですか。

杉山企画部副参事

第3条3項でここを議論したときに、情報の共有のありかたとして、行政側が情報提供するということは大前提だけれども、活動団体相互の情報開示といった議論もあったと思います。情報の共有については、この四者がそれぞれに開示し、共有するという議論が念頭にあります。鈴木さんのご指摘を検討する際に、主語述語の問題もあろうと思いますが、第9条は、主として情報開示するのだけれど、やはり、団体側にも情報開示していただきながらやっていくという意味合いが必要ではないかということで原案があるのですけれど。

伊藤委員長

鈴木さんに確認しますが、僕がさっき述べたように、情報開示の問題を協働の前提として解釈するというかたちのものと、もう一つ、文章の問題として、「市は」という主語で開示し合う、というのは論理的にちょっとおかしいということがあります。開示し合うとなってくれば、主語は「市及び市民等は」とならないといけないというように文法的な問題を指摘されたのでしょうか。どちらでしょうか？

鈴木委員

はい、基本的な文章としてということです。もちろん、精神はよく分かっております。もし、あえて申し上げるなら、市も開示するが、逆に市は市民からの情報を受けとるとか、収集する、これも変ですね。文章として未完成というか、まさに国語的な話です。

伊藤委員長

それでは、今、鈴木さんの述べられた範囲で文章的な問題をチェックしていただくということでここはさせていただきたいと思います。基本的に「互いに情報を開示し合う」ということ自体に関して異論はないということによろしいですね。

鈴木委員

もちろんそれは異存ございません。

伊藤委員長

これは文章の問題ですので、事務局でもう一度検討してください。その他後半の、特に(1)の方で「多様な形態」という言葉を入れる

か入れないかの問題も含めまして、「意見を受け止める」という部分を「意見」として考えるか或いはもう少し広く、「提言，提案」として考えていくのかという問題があります。それから（２）で，協働推進など幾つかの案がでています。また，前回は私が少し出しましたけれど，「窓口機能」という言葉のもつ，やや静的というのか，単にそこを素通りしていただくという感じよりは，まちづくりセンター自体が，協働の場として，様々な市民からの意見がそこで他の市民団体，あるいは行政と協議が行われて生かされていくような，ファシリテートしてゆく場になる要素が少し感じられにくい。これは，条例では細かく書けないので，なんとか細則の方でそういった発展できるようなことをもう少しニュアンスとして込めたいということで，多分表現がいろいろ出ているのではないかと思います。最終的には骨子案を納めていますので，事務方で成案化してもらうことではあります，検討会議で，このように工夫したほうがよいのではないかと提案があれば，もう少し出していただければと思います。事務局でも案が変わっていますので，その辺も含めてお願いしたいと思います。

北野委員

私は変更案の「多様な形態」というのが，読んだ時に自分たちも多様な形態の１つかなと捉えられるのではないのかと思う点で，入れていただいたほうがよいのではないかと思います。それから２の方ですが「提案及び，相談のための」となってしまうと何か，それだけとなってしまうのかと思うので，無いほうが良いのかと思います。

伊藤委員長

どうでしょうか。特に（２）に関していうと「推進」という言葉が落ちて「提案，相談」となっていますね。

鈴木委員

第９条の「窓口機能」のところですけども，「市民等からの提案を活かした協働推進のための窓口機能」といいますと，これは先ほど委員長がおっしゃったように，要するにそこに窓口を開いていて，あくまでも市の方が「窓口開いていますよ」という感じで，ただそれだけという感じがします。それに対して，私の案は市民のほうから働きかけてくる窓口というか受け口のような，もう少し市民の側に寄った表現をしたかったのです。市民の方から働きかけていける窓口を表現したくて，市は「市民が必要とする窓口を整備する」という表現のほ

うが、気持ちが表示できるかなという思いでこれを書きました。

伊藤委員長

どうでしょうか。私もほぼ似たようなことを事務局に述べていまして、ただ良い言葉がなかなかつくれないので、むしろ細則の方でいいかなという気も半分したりしていました。まちづくりセンターで市民からの提案が出るときに、適当に「受け皿はつくりましたから、あとは適当なセクションに回しますよ」というのではなくて、やはりそこで議論が行われて、より良いものを目指してゆくという場になって欲しい。そのためにそのようなことを実現できることが条例にもう少しでていれば、より良いのではないかというニュアンスのことを述べています。前回、前々回で窓口機能の問題については議論していきまして、ややまだ明確にはなっていないところもあるわけですが、まちづくりセンター自体を大きくそういった場として、成長させていくために、改めてこの問題の検討を1月くらいにきちんとやらなければいけないのかなという気がしています。条例の中でそういうことが可能になるような文言をどこまで担保しておくかということについて、良い提案があればお願いしたいと思います。ただ、時間の問題もありますので、そのへんは相変わらず宿題というかたちにしておきたいと思います。鈴木委員からの提案もなされていますので、その辺も含めて、事務局も、委員も、もし良い言葉があれば、是非近日中に出していただけたらと思います。

それではそのことはおきまして、次に、鈴木委員から8に出されている問題と関連することは、今日のテーマにかかってくるので、これは含めて議論したいと思います。併せて、事務局からも第10条の条文の変更についての提案が出ています。これについても今日の議論と関連しますので、このあたりは、ひとつにまとめて話に移りたいと思います。その前に、基金の問題について、お手元に杉並の現在の動きなども含めて、様々なケースについてどのように判断するかを事務局でまとめたものがあります。細かくケース1～14まで幾つかのケースを挙げて、場合によっては、まだ明確ではなくて案1、案2というかたちで出されています。かなり膨大なので、これをやってしまうと非常に時間がかかってしまうので、これは今日読んでいただいて、年明けにもう一度行うかたちにしたいと思います。これもまちづくりセンターの機能と絡む部分がかなり多いと思いますので、先ほどあった話を頭においてもらって、今日の資料等をもう一度読みこなし、次回に少し議論させていただくようにさせていただきます。今日、予

定されています。参入機会の問題について、事務局からご説明いただき、議論に入っていきます。

渡瀬市民協働グループ長

変更箇所について資料「市民協働推進条例案の一部変更箇所について」をもとに説明、参入機会の運用案について資料「市が行う業務への参入機会について」をもとに説明。

伊藤委員長

まず、条例案についての変更がいくつか行われています。ポイントを挙げていきますと、まず、第10条2項のところ、まず第1点が事業等を実施するに当たってはというかたちで、あくまでこの事業委託というものが、市民活動団体だけに限定された事業委託ではなくて、通常の民間業者とある意味では競合しあって委託を受ける状況もありうるということです。あるいは、必ずしも市民活動団体が受託するとは限らずに、民間の企業等が受託するケースもあり得たりする。したがって、そういった団体も含めたかたちですので、実際には市民活動団体だけでなく、受託をした団体は第2項、第3項の状況を受けていくということになっていくということが第1点です。

もうひとつは、前の文章では公募に公開が頭にきて、その次に対等な関係となっていたのを、一応、対等な関係の方を先に強く出して、そして公募公開の方を後ろに回したというかたちです。ニュアンスと置き方の変化だと思います。それから第3項では第2項での事業等を実施したものはというかたちの表現に変わっています。ここが大きなポイントだと思います。一応、その背景として出てきますのは、あくまで前提として現在ある事業委託の要項に含めて扱うべきか、それとも今回この条文に規定されたものだけにしぼって規定していくかというかたちの話が起っています。前提として含めていくためには時間的な問題として間に合わないかもしれないという問題があって、今回は、すべてを含めた事業委託の要項の変換までは持っていけそうにないという感じはあると思います。けれども、どちらがいいかについては検討する必要があると思います。それから2番目に独自にやっていく場合において、特に登録に関する書類等で、登録要件も含めてどのように判断するか、という問題があります。それから具体的な委託の内容というものがありますが、ここでもうひとつふれなくてはいけないのは、鈴木委員が指摘されています、事業委託「等」という言葉のニュアンスです。「等」という言葉は、必ずしも事業委託だけではなく、

それ以外の市民活動団体の特性を生かせるものに対して、協働のパターンがありうるということを含めたものとして使われているのですが、解釈によっては、非常に下請け的なものも含んで考えるという方向と、そうではなく、負担金みたいな正しい対等性が確保できるようなものに発展できるという解釈とどちらでもできる部分があります。そういう「等」という言葉についての問題もあると思います。それを含めて、具体的な例示みたいな提案もでてくると思います。それからもうひとつ大きな問題としては、随意契約の問題をどのように考えるかという問題や、100%公募公開でなくてはいけないと考えるのかという問題があります。それから、どのように評価をするのかという問題です。この辺が、今日の議論として挙がってくるポイントでないかと思います。ご意見を自由に出していただければと思います。佐藤さん、実際に協働をされていて率直に第一印象はどうでしょう。

佐藤委員

今の協働のかたちですと、この条例案の通りではないですね。やはり、公募公開ではありませんでしたし、やってみますと、ある面必要だとは思いますが、すべてがそうなった場合に、悪い場合には、かえって混乱をおよぼす場合もあるのかなと思います。その部分は良くも悪くも取れるのですが、すべてが公開ではいけないのだろうと理解しております。

伊藤委員長

私も文化関係の仕事を、自分自身が受託するようなことも含めて見ていった場合に、どちらでも解釈できる問題で「育成する」ということがあります。例えば、私自身、かつてシンクタンクをやっていたときに、文化庁との関係は、最初の3年間くらいはほとんど随契でやってきまして、文化庁も育成していきたいという感じがあり、ここで育てられたという意味がありますが、3年目くらいからは完全に公募形式になってきました。公募形式になってくると中身よりもお金の問題で決まってしまうケースが非常に多いのです。それが本当にいいのか悪いのかということに関しては、結構疑問をもったこともありました。ただ、将来的には、公募公開が原則であり、そちらのほうにどんどん移っていくべきではないかと思いますが、施策の中で随契のものも100%否定できるのかという問題を感じて、私が提案したのは、随契の場合に関しても2年おきくらいの間隔でチェックは必ず入れるべきであるということです。そしてその団体の育成が目的であるのなら、

育成された段階がはっきりすれば、随契でなくて、公募公開に切り替えるべきであるという判断を例えば、推進委員会できちんとできるようにしないとまずいのかなということを提案しています。この問題も含めて、ご意見を自由に出していただければと思います。

長澤委員

大変初歩的なことで申し訳ないのですが、例えば、下水道工事は委託なのでしょうか？

杉山企画部副参事

委託でなく、請負です。

長澤委員

請負と委託の違いは、どうなのでしょう。

伊藤委員長

たぶん、厳密に言うと委託というのは請負の一種だと思うのです。一般的に業務委託の場合は、本来、行政がやる事業をアウトソーシングしてゆくわけです。委託は行政の施策があって、一定の能力を持ったところに、実際に調査や、あるいはイベントの実施を、行政で予算を取り、実施するかたちのものを指していますよね。請負との違いにつきましては僕も明確には分かりません。

杉山企画部副参事

上手く説明できませんが、工事請負の場合は、建物などの製造や改造の工事に係る契約で、できるものを設計して、設計図通りにつくっていただく。委託の場合には、仕様書はありますが、やり方まで全て規定するわけではなくて、自分には無い受託者のノウハウに委ねたり、効率性の観点から委ねたりする部分に違いがあるのだと思います。

長澤委員

では、具体的に聞きますけれども、例えば、「夢づくりフェスタ」がありますよね。あれは、SBS プロモーションや商工会議所青年部といったところが、予算を使ってイベント事業を行うわけですよね。そういうものというのはどう考えるのでしょうか。

伊藤委員長

複雑なものがたくさんありまして、例えば、この間のうちの大学で県の教育委員会から受けたガラコンは、「共催」というかたちをとり

ました。お互いにいろいろリソースを提供しあってやるというかたちで、基本的には県の方が、負担金というかたちで金を出しています。こちらは、働いて、そして事業収入を得て、それを運営費に充てるというかたちで負担をする、というかたちで行っていきまして、基本的には実行委員会がそれを実施していくというスタイルをとったわけです。だから実行委員会を構成するものとして、委員たちと、それから県の事務局というかたちをとったわけです。イベントなどにおいては、実行委員会方式で行政の方も、その主催団体として負担金に近い形式もあつたりしますが、必ずしも負担金でないかたちで出したり、お金の出し方と名目がずれている場合も多いですね。

佐藤委員

引き続き入札について、先ほどその入札の要項と、どのように連動していくかというところで、実際分からないのですが、どういう基準で事業請負先が決まっていくのでしょうか。前に所属していた団体で、パソコン講座か何かの事業の入札に行ったところ、金額で結局決まったという話をきいたことがあるのですが、より安いところに決まるのか、もしくは事業ごとに決定の基準というのがあるのか、そのあたりを教えていただくと助かるのですが。

伊藤委員長

入札の場合も、単に値段だけではなく、一定の計画書を出さないと本当に実現可能ではないということで、実現能力のないところに落とすわけにはいかないはずなのです。実は、シンクタンクの時にも、埼玉県がNPOの調査を入札したのです。それで、こちらは頭にきて帰ったのです。自治体の方も、いわゆるプレゼン競合をするというケースがあります。この場合にはお金だけでなく、やはり企画が中心になります。入札の場合には企画の中身はほとんど発注者の方で99%くらい決まっていて、後はもうお金の額の要素が圧倒的で、プレゼンテーションというのはありません。金額を箱に入れるだけというスタイルです。

渡瀬市民協働グループ長

今、委員長がいわれたように、入札でも一般競争入札や指名競争入札などいくつか種類があります。指名競争が多いと思いますが、登録してある団体のうちから、この事業については、このレベルの団体が該当するのではないかと調達の方がピックアップするとか、調達を通

らない場合は、各課でピックアップをして、その団体に対して、仕様書を示し、「これに該当するものをやりたいから、いくらでやりますか」となるわけです。その中では、より安いほうが取っていきます。ただし、基本的な部分は絶対にやってもらうということが前提です。

それから、昨年の NPO 講座がそうですけれども、逆に金額の上限を示して、その中でいろいろなやり方を提案していただいて、それについて決めていくというやり方もあります。また、それを公開の場でプレゼンをさせて、決めていくという公開コンペ方式もあります。そのときには、金額よりも内容をやはり重視して、それでなお金額を見ていくということになると思います。

伊藤委員長

実際に、県の NPO 推進室が、県の推進室として委託するケースはすべて公募公開です。僕も審査員をやったことがあります。提案している団体のほかに、見にきたい人は、きてもいいいうかたちで、完全に公開されています。そのときに金額で決めるかということ、委員のほうもむしろ、提案の内容で、きちんとしたものを出しているかどうかということを見ていまして、例えば、呉服町のセンター民営化に関する調査に関しては、NPO 団体と建設会社と、それから国がつくったシンクタンクの3つの公開コンペでやりまして、結果的には大蔵省系のシンクタンクに落ちました。というのは、やはりシンクタンクのノウハウを持っているところが圧倒的にレベルが高くてこれは3人とも委員は完全に一致していました。そのようなかたちもありますので、公開公募でいっても、審査員の構成やテーマによってはそんなに随契にこだわらなくても大丈夫だと思うのですが、ただ、100%公開公募でなければならないとなってしまうと、どうかなという感じがしないでもありません。

鈴木委員

随意契約ということは、具体的にどういう契約を指すのでしょうか、ということと、この随意契約の場合は、ホームページ上で公募はしないということでしょうか。その妥当性を認めるのは、随意契約をする部署の判断ですか。そして、その基準はどのようなのですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

基本的には、地方自治法施行令で契約の種類がうたわれているわけですが、一般競争入札、指名競争入札、そのいずれにも

該当しない場合は随意契約という契約の手法があるわけです。ただ、随意契約でできるものというのは、そこでないと市がやろうとしている目的が達せられない合理的理由がある場合です。そこだけしか持っていないノウハウがあるとか、他の団体では、達成することができないものをその団体だけが持っている場合などです。非常に専門性が高く、他に類似の団体が全くないというようなケースについては、よく随意契約という手法が採用されるわけです。市の契約の確か7割くらいは随意契約で、今年の4月から部内の調整会議を新しく立ち上げて、そこでその随意契約の手法が妥当かどうか判断をするようにしています。随意契約による契約は、競争に付する手間が省略でき、しかも、契約の相手方を任意に選択することができるので、つまり、こちらから決めるということですね。そして、資産、信用、能力などのある業者を選ぶことができます。またその手続きについても簡単であるため、事務の負担が軽減し、事務の能率が図られます。しかし反面、契約の相手方が特定のものに偏ったり、ずっと何年もその業者と契約をしているというケースが出てくるわけです。あるいは、不利な価格、条件で契約する恐れがないとはいえないので、常に適正な契約が行われるようにしなければなりません。また、随意契約による契約を締結できるのは、次のいずれかに該当する場合に限られます。具体的にいきますと、浜松市の場合は、工事又は製造の請負の場合は130万円以下、財産の買い入れ（物品等の購入含む）は80万円以下。あとは、物件の借り入れ、機器類等のリースは40万円以下というように、金額が低めに抑えられているケースがほとんどです。それについては、所管部、課の中の判断で相手先を決めることができるという契約になっています。

鈴木委員

従いましてそれは、公開されないということですね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

たぶん、公開はされていないと思います。ただ、決算につきましては、議会での承認を得ているということです。

伊藤委員長

情報公開法の対象にはなりませんよね。だから、積極的公開ではないというだけであって、公開条件ではあるはずだと思うのですが。よくシンクタンクのケースにあったのは、理由書をつくらなくてはいいな

いはずなので、なぜそのシンクタンクに随契で依頼するのかということについて、そのシンクタンクのほうでその利用書を書かされることも多いのです。このシンクタンクには、こういった今までの蓄積があり、実績がある。またこういった人材がいて、他のシンクタンクにはいないということようなことを書いて出すわけです。そうすると、一応向こうの方も、書類として回すことができるということで、金額が高い場合には、かなり詳しい、厚い書類をいっぱいつけた資料を提供するというかたちになっていますね。

鈴木委員

少し危惧されることといたしますか、これからの世の中、やはり同じような、専門性をもっているところがたくさん出てくると思います。その場合、そういう情報が公開されていないと、「実は我々もそういうことでしたら、専門性を持っております」というところを拾い上げるというか、見出す作業を当然行政としてはくまなくなさっているものと思いますが、余程特殊なものでない限り外にもあるというように思います。その辺でこの随意契約のありかたに疑問をもっております。でも、現在こういうかたちであるということは承知いたしました。

伊藤委員長

基本的に公開と公募というものを対にして使っているのですが、公開というのは、積極的にもっとそういう部分を公開していくのは当然ではないかという気はしています。公募方式をすべてに適用するかという問題が起こってくるわけなのですが、実際に、金額の小さいものに関して言うと、非常にわずらわしいという問題もありますよね。ただ、これから先の、原則としては公募公開というものをベクトルとして置くべきだというのは大前提なのですが。少し、個人的意見を述べますと、公募公開は、原則として正しいのですが、逆に役所がそれをやったときに非常に困るケースがあります。例えば、今うちの大学で、10万円以上の場合は3社以上の見積り競合しないと物が買えません。物を買う場合はまだいいのですが、例えば、イベント等をするときの音響、照明などもそうです。そうすると10万円以上使う場合には、前もって、同等の業者を3社集めて、全部見積り書を出してもらわないと駄目だということがあります。はじめから「できレース」なことをしてしまうということが結構起こっています。この辺をどのように考えていくかというところを是非ご意見をお願いしたいと思います。

長澤委員

「相みつ」というのは、昔からやはりそうで、別にそれは、たぶんどこでもやっていることではないかなと思います。ただ、私が先ほど入札と委託の話でいろいろ分からなくなってしまったのは、中身がいいかどうかということと、金額がどうかということは、必ずしも一致しないということなのですね。それは、委託であっても、普通の請負の工事であっても同じです。今は特に、自由競争入札というのがだんだん多くなってきて、細かいことはよく分かりませんが、登録がしてある業者であれば入札ができます。看板があげてあれば、お米屋さんでも、下水道の工事が請け負いできるというようになります。誰がその工事の補償や担保をしてくれるのかというのもすごく疑問です。

今回、この条例の参入機会についての中身としては、特性を活かしたサービスが提供されることで、市民ニーズに的確に答えることができるということ、よりよいものができるということが前提ですよ。そのように考えれば、入札とか金額ということでは、たぶん無理なのだろうなと思います。だから、先ほど請負と委託の違いでわからなくなってしまうと、ここに「事業実施者」ということで事業者も入ったわけですが、その事業者と同じくくりではやはり無理ではないのかなと思います。一番いいものをやるのが前提にあるのであれば、やはりコンペ等をやっているかなければやはり無理なのかなと思います。大変これは難しいというか、時間がかかるものなのだなと思いました。すみません、話が脱線しました。

杉山企画部副参事

おそらくここで、イメージしている事業委託や、契約のケースというのは、今おっしゃったようなコンペ方式で企画を求めて、その場合に内容だけではなくて、それと同時に金額も提示してもらおうというやりかたです。ですから、ただ単に、5社で競争させるけれども、金額が低いから必ず落ちるというものではありません。このような総合的な判断というやり方もあるわけです。実際に、何かイベントを実施することを前提に考えてみると、例えば市は、一定の予算がありますから、それに対していろいろやり方があると思います。その内容で提示していただくと同時に金額も提示していただくというようなやり方あって、そのときにただ単に金額が安いからということで、経済性の原理だけで落とすということにはなりません。随意契約が必ずしも悪いわけではなくて、先ほどの説明にもありましたが、効率性や簡便性などがあり、あるいは本来相手方が持つ本当に純粋な特性が活かされ

るノウハウを十分に活用できるというメリットがある反面、長い間続けると惰性の中で癒着が出てきたり、不透明さが出てくるという事があります。競争入札でいけば金額が安く良いものができるというメリットがある一方で、質の問題なども出てきます。それぞれに一長一短があると思います。そういう中で今、市では現状が果たして良いのかという原点に立ちかえるためのチェック機能を設けて、より透明性を高めていく体制づくりをしているという状況にあるわけです。

伊藤委員長

整理なのですが、とりあえずまず、随契であろうが何であろうが、公開ということについては、もっと積極的に出していくということがまず必要だということが皆さん一致していると思います。それから、もう一つは、公募ではない随契であっても2年に1度くらい、なぜその業者とずっと続いているのかなどに関するチェックが、やはり必要になってくるのではないのかということです。ただ、小さい額の場合に、その都度全部、公開コンペをやっていたりしたら非常に手間が掛かったり、かえって事務的なわずらわしさもあるかもしれません。あるいは一定程度育成しなければならないといった問題もあるかもしれませんから、随契について禁止はできないと思います。しかし、必ずどこかでチェックをするということを行うと同時に、内容についてもきちんと公開されて、疑問点があれば市民から、それはおかしいのではないかというような声をあげていくことができるようにしていくということが必要になってくるのではないかと思います。

今回この新しい制度に関していうと、契約時点での公開のほかに、説明責任という問題がつけられています。したがって、事業者であっても企業であっても、この制度で行われた場合には説明責任は逃れられないという問題が当然ついてくると思われます。僕自身もかつて当事者だったこともありまして、歯切れが悪い発言しかできないのですが、例えばNPOがある事業を提案してもっていきます。そして、行政がそれを取り込んでやっていくにあたって、提案をした人間が、第一義的に優先権を持つという主張はないと思うのですが、しかし完全に提案者を無視して、公開コンペのかたちが行われてしまった場合、やはり提案する側の方として非常に不愉快になったりするケースもあつたりしまして、協働自体を妨げるということも、当然起こり得るという気もしたわけです。そうかといって、提案したところに必ず落とせば、癒着が起こってきますので、何らかのかたちでそれを歯止めかけるためには、まず公開は絶対に必要になってきますし、説明責

任も必要になってきます。あるいは、そこを提案したときのお金の額がよく分からないから、相みつとなるわけですよ。分かっていることについて相みつとるのは、非常にばかげていると僕は思っているのです。分からないから、どれくらいでできるのかをチェックしてみて、その団体が提案してきた金額が、リーズナブルなのか、あるいはインチキなのかということをチェックしなければならない。そのために相みつをとるとというのが本来ではないかと僕は思っています。

例えば、ある市民活動団体がものすごい専門的な領域に関して提案をもってきたが今までやったことがない。すなわちNPOが提案するのは、従来行政がやっていないものを提案するのがプラスなわけで、そういうものをもってきたときには、当然行政の方でも、中身についてはともかく、お金の問題についてはその提示した金額というものが、いいのか悪いのか分からない。特にこれは芸術関係の団体について多いわけです。例えば、芸術家が新しいクリエイションなことをはじめようとしている。ついてはお金として、技術者も必要なので1千万円かかるというかたちで提案をもってきた場合に、「日本に初めてで、世界でも注目を浴びるような内容だから、値段のつけようがないんです」といわれた場合、行政としては困ってしまうのですよね。そういう場合に、よく似たケースを調べたり、あるいは違う業者にこれと同じものを仮にやったとしたらいくらくらいかかるかをちょっと見積もってもらうのは、やはり必要になってくるのではないのでしょうか。一般入札ができない内容だから、そういったものは全部無視するとなってくると、もう決まりきったことしかできなくて、新しいクリエイションをつくることは絶対に生まれてきません。これはものすごく難しい問題をはらんでいるのではないのかという気がします。そういう点で、市民活動団体の持っている先駆性、提案性みたいなものを活かしつつ、公正で市民の払った税金がきちんと正しく使われていくということを両立させていくためにどのようにするかということをご明確にしたいわけなのです。

渡瀬市民協働グループ長

こちらの内部でも検討していることがありまして、民間関係は登録は調達課でやっていますが、そこにはない業者もたくさんあります。例えば、市の外郭団体、社会福祉法人などです。それぞれ随契というかたちで契約はしているし、実際にかなり大きな額も動かしていると思います。そういった団体に登録をしてもらうように調達課で進めています。

例えば、今回新たに、非営利活動団体系としての登録制度を設けていくとします。市の委託関係の要綱に民間系と非営利団体系のどちらかを必ず選んでもらうというかたちでいけば、必ず委託については、登録が前提となることができるというのがまず考えられる一つです。しかし例えばそうしたときに、今市民活動団体の登録、参入機会といっているのに、では、財団法人、社団法人についてはどうするかという問題があります。今回対象としようとしている部分とはちょっと違うと考えられます。ですから、今回新たに要綱をつくとすると、そういったものが入らない要綱となり、財団、社団については、現在ある要綱に入っただけという分け方もあります。それも含めて今、検討をしています。

先ほど、今回の委託の対象とするときに、民間が入らず市民活動団体だけの委託の場としたらどうかという提案があったと思います。その場合は、逆に参入機会を引き下げて、どんどん門戸を開くという意味なのでしょうけれども、完全に「市民活動団体は特別ですよ。こういう事業はどうぞやってください」というところまでやる必要があるのかどうか、というところもありますね。障害者向けのIT講習をやりたいたいという場合に、当然ながらノウハウについてはNPOのほうが、かなり障害者関連のいろいろな情報を持っていて、強い部分があるかもしれないけれども、IT関係の専門な民間業者であれば、そういった部分に参入することもあるだろうと思います。それは、ある意味、競合しても勝ち抜いていける力もあるのではないかという気がします。逆に、民間が全然入り込む隙間の無いようなものもあるかもしれません。いろいろな委託の中で、例えば、手話通訳の委託があります。それとかアカウミガメの保護、観察もあります。それらに、民間業者が入ってこられるかどうかということもあるのかと思います。ですから、市民活動団体だけを対象とする要綱はちょっと違うのではないかと思います。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

伊藤委員長

前者の外郭団体も含めた、財団、社団等に対して、ほとんど随契というか、逆にいうと、その仕事をさせるためにつくった財団も多いのも事実ですよ。この辺に対して、例えば、市民活動団体が参入の機会を持つことによって、そういった構図を変えていくという要素は結構あるのかもしれませんが。一挙にやるというのは、かなり革新的な問題で難しいと思います。そういう部分と公募公開はNPO法人、市民活動団体だけに限るといふかたちにしてしまうことの問題点もあるか

もしも。この辺どうでしょうか。

青山委員

NPO 法人で、協働もしている立場から申し上げますと、まず、NPO 法人だけとか、市民活動団体だけとか、枠組みみたいなものはむしろもうけて欲しくないなと思います。そのようなものを設けられるとアンフェアな感じがします。優遇されているような感じがするのでやはりやめてほしいなというのが実感としてあります。もうひとつは、この前の基本指針をつくる时候にも、「今までのような自治会のようなものが、今回指針をつくる时候に一緒に同じテーブルに乗ると、ものさしが一緒になって、その効果の方があるんじゃないの」という議論がでたと思うんですけど、僕は今回の条例で、市民活動団体が参入するようなルールを明確化すると、一方で今までやられてきたような随意契約がちょっと変じゃないの、となることの社会的効果のほうがよっぽど大きいと思います。過去のことは過去のことにして、20世紀にそういうシステムだったかも知れないですけども、新しいスタンダードをつくることに意味があるのかなと思います。だからあまり「NPO だけを」とか、「市民団体だけの特別枠」みたいなものはつくるべきではないと思います。

それから、先ほどの例えば、障害者の IT で講座をやるような場合というのはむしろ、おとしどころは、民間なのか NPO なのかではなく、両方がコラボレーションしたかたちでつくるべきだと思います。2つのうち1つにしなくては駄目みたいな協働のしかたではなくて、これを実現するためには新たな社会資源としての NPO や市民活動団体も含めたかたちのソリューションをもってくるべきだと思うので、そのあたりも、発想をそちらのほうに変えていかれたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

鈴木委員

質問ですが、ここに様式 1 ということで 15 年度申請書というのがついています。これは、随意契約を行っている場合は提出することはないわけですね。

渡瀬市民協働グループ長

今回は、新たな制度をつくるわけですから、例えば、市民活動団体が参入したい場合は、登録をお願いしますということになりますので、現在、すでに市の委託を受けている団体についても、改めて登録して

いただくということを考えております。

伊藤委員長

原則として随意契約の場合、通常は出資法人を除くと、全部登録されていますよね。登録されていない場合、通常は随契できないはずで。きちんと登録するということは大前提になっているのですが、出資法人だけは例外になっているんですね。自治会なんかも例外になっています。つまり、そういうかつての非営利組織というのは、なんかものすごく訳のわからないかたちで優遇されてきた。それはやはり平等にしないとおかしいのではないかという青山委員の話は当然だと思うわけです。そのための突破口に今回なるというのは、凄く重要であって、そこが結構ポイントではないかなという気がしています。

青山委員

言いたかったのは、そこがだいぶあるのですが、そうすると、今まで、何かわからないけど、つながっていたような団体に関しても、今回条例化するにあたって、情報公開にも耐えうるような責任あるデータベースをつくるというかたちにされるということですか。

渡瀬市民協働グループ長

その通りです。ですから、今、調達課でも登録を原則としてゆきたいという方向があります。その1つとして、非営利系として、市民活動団体のこういう新しい登録制度を設ければ公開性が保たれるのではないかと思います。

青山委員

まさしくその通りで、そうでないとこのような条例をつくっても抜け道だらけで、今までのように7割、8割がそっちに流れていたとしたら、実際の参入機会は全然保証されないわけです。一般市民としては「条例つくったんだけど、全然変わらないじゃないの」というようになってしまうわけだから、やはりそうあるべきだと私は声を大にして申し上げたいと思います。

伊藤委員長

このあたりも、来年度実施するにあたって、すべての登録制度を統一化することは、今の時点ではできないにしても、市民活動団体のこういった登録制度を始めることによって、非営利系の統一をまずはっきりさせて、従来の既存の外郭団体、あるいは自治会なども対象に広

げていく。そうして、将来的には、企業も含めて統一化して、市民活動と企業との壁を外すかたちでだんだん広がっていくことが、1つのイメージとなっていくだろうと思います。そのときにあくまで、この条例では、市民活動の能力、専門性を活かせる分野が当然あって、その分野で発注するときに、今回は、登録している団体が対象になって行われていくというかたちで、登録していなければ、そこから取り残されてしまう、というところで、まずスタートしていくべきではないかと思っています。

それから、随契の問題に関しては、若干あいまいなかたちの表現になっていますが、とりあえず、公開ということ、それから説明責任というものをかなり強調していく。あるいは、どうしても随契を、金額が少ない等の理由で続けていく場合においても、長期に渡ることが絶対にないようにチェックが入っていく必要があります。そして、徐々に根拠がなくなっていけば、公開公募型になっていくというかたちで考えていきたいということで、まず公募に関しては、100%こだわらないが、公開に関しては、なるべくこれは明確にしていきたいというような運営をお願いしたいと思います。このようなかたちで整理させていただいてよろしいでしょうか。

青山委員

フェアな参入機会という点ではよいのですが、もっと先にある結果という部分に関していえば、一本釣りもあっていいのかなと思います。行政としては、とりあえず現状では「ここに委託したら、コストパフォーマンスも高いし、クオリティも高い」ということであったとしたら、行政がそれを選択する権利や自由も、ある程度保障されるべきなのかなと思います。なんでもかんでも、競争しなくては駄目というように縛ってしまうのが本当に市民のためかという点では、僕も委員長がおっしゃったように、そのあたりの多様性はこの条例では認めたいほうがいいと考えます。オンブズマンみたいな人たちからいうと「何でも公開でなければ駄目」で、「なんでもコンペティションしなくては駄目」という風潮なのではないでしょうか。それとも「俺たちが責任持って税金を使うのだから、ある程度の裁量はいいだろう。そのかわり、結果とそのプロセスに関しても責任をとる」という方が、成熟しているような気がします。行政の立場としては、どちらにあるのですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

後者の方だと思います。前半の部分でおっしゃったように、行政と

してやはり、この団体をお願いするのが、やはりクオリティもコストパフォーマンスもあることが、客観的に、合理的に判断できるようなケースは、全部公募をかけなくてもできるという余地があってもいいかなと思います。そういう意味では、ここの参入機会の中にあるように、公募公開を原則として、という言い方の中に、「努めるものとする」と記載がしてありますので、そういう部分で、行政の判断も残されてもいいのではと思います。ただその場合には、そことの随意契約になりますので、当然説明責任は果たしていくということだと思います。

青山委員

第三者機関の話を、今日、基金の話とリンクするとややこしくなってしまうので、余り触れたくないのですが、情報が出ていたり、説明責任を果たしたりしていれば、例えば、第三者機関が「何でずっとそこなの」ということの意味を求めたりする場があれば、別に随意契約の部分があったとしても、「随意契約＝悪」ということにはならないし、むしろその方がいい場合もあったりすると思います。現実的にはやはりありかなと思います。

伊藤委員長

事務局の案でも、この下の のところに「事業実施後の評価のかたちで業務完了届と一緒に、事業の完成度等について記入した書類を提出してもらい、市は完成検査報告書に事業についての評価を記入する。これらを抜粋したかたちで浜松市ホームページに掲載する。また、協働推進委員会で一定の講評を行う」と書いてありますが、これはある面では、今、青山委員の述べたことをしていこうということではないか、と私は読んだのですがどうでしょうか。あと、登録制度については、特にご意見はないですね。ある面では当然というようなものです。それから、登録要件が書いてありますが、一応当初はこの辺でいくかということがあります。実は、要綱で定めていこうという背景の中には、やってみて駄目だったら、改訂すればいいという条例よりもずっと改正しやすいということが大前提としてあると思います。逆に、改正できないのであれば、条例にすべきなのであって、条例にしたかった理由は、経験をした上で、変えなければいけないものは変えていくというかたちで、それについて推進委員会がきちんと発言できる。これが条例できちんと担保されていけば、当初の出発点においては、多少の問題があっても、修正はできるのではないかなと考えています。参入機会の問題に関しては、以上のような解釈でいきたいと思います。

「事業委託等」の「等」について、将来もっと一般入札，あるいは公開入札，それから企画コンペに至るようなもの，あるいは場合によっては随契があるように，業務委託といっても，随分幅があるわけです。更に対等ということを考えていきますと，負担金などのしくみも当然，今後開発されてくる必要があるという意味で，「等」という言葉は条例に残して，しかもその「等」が，いわゆる助成事業等というかたちで，行政の方が強く出るかたちの方向に行くのではなく，より対等な方向にいくべきということ，今回条例案の中で「事業実施者と対等な関係を保つもの」を先に出すことによって強調するように，この文章を入れ替えたというように理解して，議事録を残してもらうようにしたいと思います。参入機会のほうは，今日の議論をもとに微修正等していただくかたちでお願いしたいと思います。

先ほどいいましたように，基金と，それから，まちづくりセンターの活性化といいますか，協働の場づくりの問題で，まだ十分に議論しきれていないところがあります。先ほどありました基金のケースについての話も含めて，これは次回，是非，もう少し議論させていただきたいと思っていますので，年越しになりますけれども，冬休みの間に，吟味して読んでおいていただきたいと思います。

最後に今日は，情報公開の第9条がらみのところで，パブリックコメントに関する要綱案が広聴広報課から挙がってきていて，明日から始めることになっています。説明している時間はないのですが，私は事前に，広聴広報課から簡単に説明を受けておりますので，ポイントだけ述べたいと思います。まず条例ではなく，要綱とした理由を聞きました。基本的にまだ，先程と同じように条例として最初から完璧なものをつくらうしていると結構大変だということもあり，まず，要綱としてスタートして，1，2年テスト的に使った段階で，必要に応じて，他の情報公開制度等と併せて，条例化するということも検討の一つとして考えているということです。特に広域合併の問題で，湖西市から浜北市のほうで条例をつくっているということがありまして，その辺で，もし広域合併が起こってきた場合には，その調整という問題も，当然おこってくるというかたちです。

それから中身に関していいますと，この中で「前進しているな」と感心した点が3つくらいあって，ちょっと疑問に感じる点が1点くらいあります。感心した点のひとつは，期間が「30日以上」というかたちで明確にされている。例えば，国の場合ですと，省庁によって非常にまちまちで，短いときは2週間，長いもので4週間というかたち

でバラバラになっていますが、一応30日以上というかたちで明確になっていることです。それから、こういった案だけをポンとホームページに載せて意見を求めるのではなくて、こういう案ができた背景、あるいは、それが他の政策と絡む中で、どういう位置付けになっているのかといったような解説をつけて発表していくことです。このあたりは前進ではないかと感じています。

疑問に思ったところというのは、前からずっと言っているところですが、「パブリック」の意味というのは、単に「情報が管理される」、あるいは、「それに対して意見が言える」というだけではなくて、「議論が行われる」ということが定義の1つの要素ではないかと考えた場合に、今回この検討会議でもやったように、必ず回答はするというかたちであります。そういったことは、手続きの問題で、最後に回答するかたちになっていきますので、その場でのツーウェイがおこってこないというもどかしさは当然あります。この問題については、ではどうしたらよいのかという問題があって、こちらのほうもこうしたらよいのではという言い方が出しにくいこともあります。議論を起こすということは、逆に言うと、先導もおこりうるということで、情報公開の問題は、他方で誰かがある問題を取り上げて、先導をおこすことも十分に可能なこともおこってきます。そういった社会の成熟にも当然かかってくるころがありますので、簡単には難しいですが、これも方向としては、そちらの方向に向かっていくべきではないかと考えています。今回の要綱では、2年後の見直しのときに、そういった問題について少しでも前進できるような提案が出せるように頑張るしかないのかなと納得してしまったことが私の正直な実感です。

これについては、1月31日まで50日間の意見徴収が行われますので、次回のこの検討会議のほうでも、少し冬休みの間読んだあと、意見を交わすのもいいと思います。或いは全く個人の立場で意見を述べていくということも、当然あっていいと思います。何か、私が簡単に述べたポイントだけでご意見等があればいかがでしょうか。

長澤委員

「対象の適用除外」というところがありまして、答申などに基づいて政策等を決定する場合、パブリックコメント制度を実施しないことができます、ということがあるんですけども、具体的に考えると、こういう検討会議みたいなものがある場合は、パブリックコメントは実施しなくてもよいということなのではないでしょうか。教えてください。

鈴木企画部次長兼行政経営課課長

広聴広報課に考え方を確認しているわけではないのですが、私が読んだ印象としては、おっしゃるように該当しない、という解釈でいいと思います。と申しますのは、市民意見の反映をパブリックでやるのか、あるいは附属機関でやるのかということで、附属機関というかたちでやるという方針を行政としてとった場合、パブリックをしない、実施しないことができるという判断ですから、してはいけないといっているわけではないのです。内容によっては、附属機関でやって、更にパブリックもかけるということだって、解釈としては当然ありうると思います。その辺のところは、まさに広聴広報課にご意見として私の方から伝えたいと思います。

伊藤委員長

あくまでこれは、まだたたき台であり、このように決まりましたという話では当然ないわけです。

長澤委員

私がどうしてこのパブリックコメント制度にこだわるかというところ、結局、第9条(1)のところ担保されるものがこれくらいしかないのではないかということがあつたわけで、そうなるとこれをやはり審査するしかないのかと思っています。

伊藤委員長

個人的な意見を述べますと、僕自身はパブリックコメントだけではなく、例えば附属機関等の内容も含めて全部併用していかなくては意味がないという気がしています。ひとつパブリックコメントなり、審議会なり、何かに集中して公開制度をあててしまうと無理があるのではないかと思っています。基本的には様々な情報に対して、アクセスできる機会が必要になってくるだろうと思います。国などのパブリックコメントをみていますと、私自身、国に対して意見を言うのはどうかというのがあります。ただそれでも、ないよりあった方がよくて、少なくとも決まる前に出るということは、すごく重要なことで、それに対する心構えも含めて準備できるわけです。だから、情報開示という問題に関していいますと、やはり一定期間、多くの目にさらされることによって、出すほうも当然緊張感をもってくるといったような、様々な要素もあるのかなと個人的には感じています。

もう1つ付け加えますと、実は、この間文化庁が出した、文化政策に関する基本方針に関して、私たちの仲間では、去年はいろいろ言っ

たのです。今回に関しては、文化庁に言ってもしょうがないと、むしろその案をみんなで議論しあって、自分たちなりに新しい案をつくらうのではないかと思いました。そちらのほうがずっと建設的ではないかという感じがしています。いくらホームページに書き込みしたところで貴重な意見ありがとうございましたといわれるだけでは、まったく意味がないんですよね。そういう意味では、公開してもらったことによって、自分たちの議論の場ができたという意味では、感謝するという感じになっています。ということで、パブリックコメントについては、こういったことが明日からはじまりますので、事前にお渡しして、必要に応じて、1月の検討会議の中で、先ほどの基金、まちづくりセンターの問題と並んで議論させていただきたいと思っています。

併せて、1月になってきますと条例の注釈書をみんなでつくろうという話が大きな柱になってきます。みんなで分担しながら書いていきたいと思っています。その体制をきちんと2月にできるようにして、3月にはなんとかみんな分担して書けたものが、報告書として出ていくというようにしていきたいと思っています。多くの市民たちが、条例の意味をお互いに共有しあって、使える条例にしていくということまで、責任を持ってやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

青山委員

意見交換会は、委員会としては、どういうスタンスで望めばいいのですか。行政経営課がやってくれるというスタンスでいいですか。

伊藤委員長

一応、検討会議としてはもう答申をおさめてしまっていますので、それを受けて、行政経営課が中心となって、市の方で条例案をつくりあげたというかたちで、それを説明するというかたちになっています。私たちの出席義務というのは100%ではないと思いますが、できれば、時間のある方は出席していただきたいです。そして、座る場所は、市の側ではなく、市民の側に座っていいのではないかと思います。ただ、検討会議の委員として、骨子に関する責任がありますから、骨子案から、今回のものが非常にずれているというかたちでの批判の発言は可能なのですが、骨子案そのものを批判するような発言はちょっと委員としてはするとまずいと思います。その範囲で、一市民として発言してもらうのはまったく構わないと思います。一応、検討会議の委員であることも意識して発言をお願いしたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

説明いたします。12月5日号の「広報はままつ」でお知らせしていますが、各公民館、まちづくりセンター、でこういうチラシを配り、ポスター等を掲示していくことを今行っています。それから、パブリックコメントとして、前回いただいた方にも、個別にメールで返しました。そういうかたちで、可能な限り連絡をしたいと思います。

今日、皆さんにお配りいたしましたので、皆さんの中でもお仲間の方がいらっしゃればお誘いいただければと思います。

伊藤委員長

当日に市民の人たちに配るものとして、これのように骨子案との対比のものを配るわけですね。やはり対比して、どこが変わったかというところが明確でないと、ピンとこないところがあると思いますので、その辺は分かりやすく骨子案との違いが明確に見えるようお願いしたいと思います。

渡瀬市民協働グループ長

ちょうど今、骨子案と条例案という、ちょうど皆さんにお渡ししたようなスタイルを想定しております。それから、皆さんから骨子案をいただいた後も、こういうかたちで、何回か検討していただいた窓口、基金、参入機会について実際の条例を説明していく過程で、何らかの抜き出ししたような資料もできれば配りたいとも考えています。まだ確定していなのではという部分もあるかもしれませんが、今、このような方向で検討して条例案としてまとめていますというスタイルに実際にはなると思います。

長澤委員

今日、友達にメールで流しました。。前回来てくれた人、来てくれなかった人も含めて出しましたが、ホームページにはまだ載っていないですね。それから、お願いした件もやっていただいてありがとうございました。たくさんの人に意見をいただければ、たくさんの方が支持して下さるということにつながるので、人を集める努力を忘れてはいけないと思います。よろしく願いいたします。

伊藤委員長

会議としては、これで年内最後になると思います。何か、他に呼びかけも含めて発言はいかがでしょうか。1月の予定についてはどうですか。

次回 1月14日 夜6:30~

4 閉会

伊藤委員長

それでは第12回浜松市市民協働推進条例検討会議をこれをもって
終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。